農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により 農用地利用配分計画(賃借権等)を定めるにあたり、同条第3項の規定により次のとおり 利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地について、農地中間管理機構(高知県農業公社理事長)に意見書を提出することができる。

令和2年5月13日

農地中間管理機構 公益財団法人高知県農業公社 理事長 杉 村 充 孝

1 農用地利用配分計画の概要

	申請年度•番号		賃借権の設定をする農用地	地番	地目	面積m²	設定期間
1	2年	第22号	土佐市甲原字豊田	450-1	田	996	5年
2			土佐市甲原字豊田	566-1	田	990	5年
3			土佐市甲原字豊田	567	田	998	5年
4			土佐市甲原字豊田	568	田	998	5年
5			土佐市甲原字豊田	569	田	998	5年
6			土佐市甲原字定物沢	3353	田	1,299	5年
7			土佐市甲原字定物沢	3356-1	田	891	5年
8			土佐市北地字長田	1360-1	田	633	5年
9			土佐市蓮池字五反地	4825-2	田	1,140	5年
10			土佐市蓮池字風呂田	4710	田	846	5年
11			土佐市蓮池字風呂田	4711	田	1,074	5年
12			土佐市蓮池字風呂田	4717-1	田	680	5年
13			土佐市蓮池字風呂田	4717-2	田	3,489	5年
14			土佐市太郎丸字竹畑	14-2	田	2,101	5年
15			土佐市太郎丸字竹畑	28	田	386	5年
16			土佐市太郎丸字長面	322-1	田	694	5年
17			土佐市太郎丸字長面	323-1	田	705	5年

2 縦覧場所

高知市丸ノ内1丁目7-52 公益財団法人高知県農業公社

3 縦覧期間

令和2年5月13日(水)から令和2年5月20日(水)まで (日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日を除く。)

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで (正午から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内1丁目7-52 公益財団法人高知県農業公社